修正案2の対応方針案

章•項目	意見・修正案	対応方針案
はじめに	「彦根町立彦根図書館が」の次に、「四番	大正 5 年に開館した彦根町立彦根
	町(現本町)に開設されました。」を追加す	図書館は、金亀町の公会堂に併設
	る。	されたものであるため、「四番町(現
		本町)」を「 <u>金亀町</u> 」に訂正し、修正案
		のとおり、修正します。
第1章	「現在の図書館は、」の次に、「旧四番町	修正案のとおり、修正します。
計画策定にあたって	から現在地(尾末町)に移転新築され」を	
1 計画策定の目的	追加する。	
	「「彦根市立図書館建築計画」の中で	修正案のとおり、修正します。
	は、」の次に、「図書館法(S25)や公立図	
	書館の設置及び望ましい基準(S39 文省)	
_	に基づき、」を追加する。	
	「〜努めてきたところです。」の以下の文	「生涯学習施設」を「 <u>社会教育施設</u> 」
	書を次にとおり修正する。	に訂正し、修正案のとおり、修正しま
	「図書館は、すべての市民がいつでも利用	す。
	することができ、集い、交流し、知的好奇	
	心や学習意欲、その他多様なニーズに応	
	える生涯学習施設であり、地域の文化や	
	歴史を伝え、地域コミュニティを支える情報	
	拠点としての機能を持つ新しい図書館を	
	整備するための方針としての「彦根市図書	
	館整備基本計画」を策定します。」	
第2章	改訂素案の「優れた作品を表彰していま	修正案のとおり、修正します。
彦根市立図書館の	したが、」を「優れた作品を表彰してきまし	
現状と課題	た。」に修正する。	
1 創設から現在に	改訂素案の「小学生から~現在休止をし	顕彰文学奨励賞は、改訂素案どおり
至るまで	ています。」を「現在中断しています。」に	とし、次に以下の文書を追加します。
	修正する。	Fames to a last a second secon
	舟橋聖一顕彰青年文学賞および文学賞	「顕彰青年文学賞は、13 歳以上 30
	の説明文が必要ではないか。	歳以下の青少年を対象に、全国公
		募しており、令和3年度においては、
		全国から40件の応募がありました。
		文学賞は、毎年6月1日を基準日と
		し、舟橋聖一文学の世界に通ずる文
第 2 章		芸作品に授与しています。」 修正案のとおり、修正します。
	枚保存しています。」に修正する。	心止光のこわり、心止しより。
現状と課題	TKNVITU Cv みり。Jで同止りる。	
2 彦根市立図書館		
の現状		
(3) 歴史・郷土資料		
② 資料の特徴		

第2章 彦根市立図書館の 現状と課題 2 彦根市立図書館 の現状 (5)県内図書館の利 用状況	改訂素案の「人口は、2015、2021.1.1 現在住民基本台帳で計算」を「人口数は、2015、2021.1.1 現在各市町の住民基本台帳に基づく」に修正する。	修正案のとおり、修正します。
第2章 彦根市立図書館の 現状と課題	「昭和 54 年に移転してから」を「昭和 54 年に現地に移転して以来」に修正する。	
3 彦根市立図書館 の抱える課題 (1) 施設・設備	(1)の最後に以下を加える。	修正案の文字等を一部修正し、修正案のとおり、追加します。
	高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が利用できるよう、また、対面朗読室等の施設の整理、拡大読書、等資料の利用に必要な機能の整備、点字および外国語による表示、児童・青少年の利用を促進するための専用スペースの確保等も必要です。	高齢者、障害者、乳幼児とその保護者 <u>および・・・・・対面朗読室等の施設の整備、拡大図書</u> 等資料の利用に・・・・・。
第2章 彦根市立図書館の 現状と課題 3 彦根市立図書館 の抱える課題 (4) 市全域サービス	「市北部に位置し、」を「市北部に位置しているため、彦根市全域図書館サービスを網羅するために」に修正する。	
第3章 彦根市立図書館が 目指す姿 1 基本理念	「情報交換のできる場を提供し、」の次を 「今後益々高齢化・多様化する利用者及 び住民の要求に対応するとともに、利用者 及び住民の学習活動を支持する機能の充 実を図るため、資料や情報の相互利用な どの他の学校・団体等の協力を積極的に 推進してまいります。」に修正する。	基本理念を記述していますので、修 正案は施策であるため、現整備基本 計画どおりとします。
第3章 彦根市立図書館が 目指す姿 2 基本方針(コンセ プト)	「次の 5 つの〜」を「次の 6 つの」に修正し、「(6)インターネットその他の高度情報通信ネットワークをはじめ、多様な媒体を活用すること等により積極的に情報発信する図書館」を追加する。	修正案の内容は、(1)本との出会いを 通して、市民の課題解決を支援する 図書館に含まれており、3の基本方 針の実現に向けた取組の(1)④にお いて、インターネットによる情報の発 信として記載しているため、現整備 基本計画どおりとします。